



始良中央地区

第18号

平成17年1月

合併協議会だより

編集
始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940
ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>
メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

新年あけましておめでとうございます

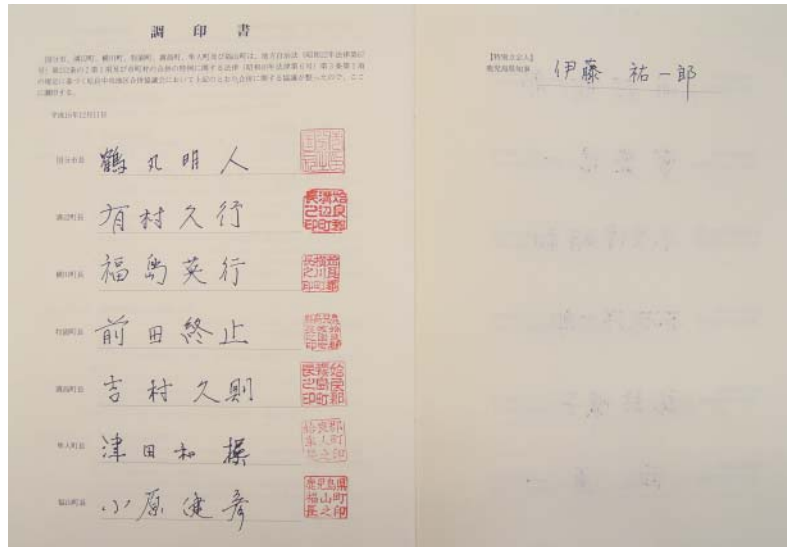


1市6町を代表して廃置分合(合併)申請書を県知事へ手渡す鶴丸国分市長

始良中央地区合併協議会では、12月11日に「合併協定調印式」を終え、新市「霧島市」誕生への手続きが本格的に始まりました。

また、これに伴い各構成市町においては、廃置分合(合併)関連議案が提案され、審議の結果、1市6町すべての議会において可決されました。

これを受けて、県への廃置分合申請書の提出が12月28日に行われました。



始良中央地区1市6町においては、12月11日(土)に「合併協定調印式」が挙行政され、各市町長、鹿児島県知事及び合併協議会委員の署名により上記の「合併協定書」が取り交わされました。

これに伴い、各構成市町においては、12月定例議会に追加議案として「廃置分合関連議案」の提案を行い、1市6町すべての議会において可決されました。

可決された5つの議案は次のとおりです。

廃置分合についての議案

廃置分合に伴う財産処分に関する協議についての議案

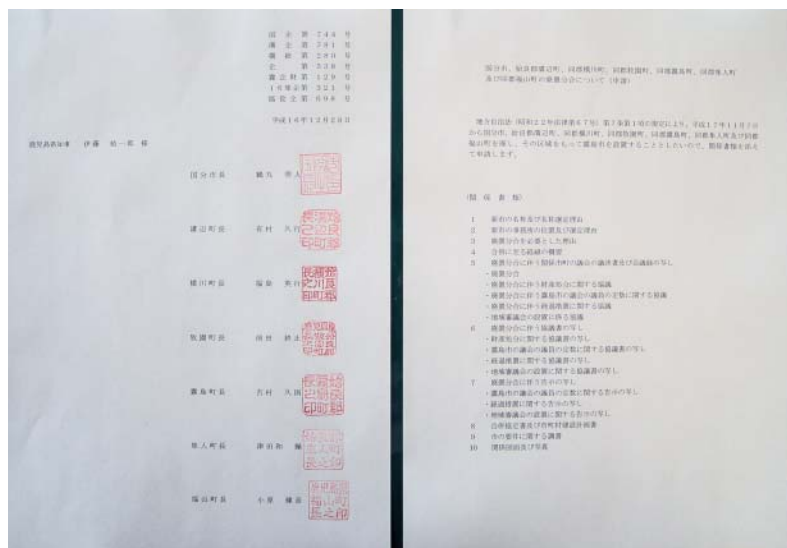
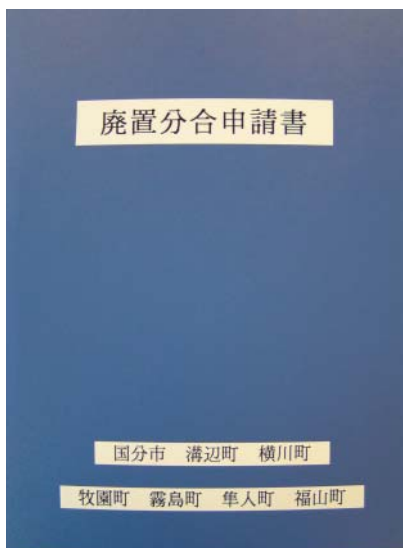
廃置分合に伴い設置される霧島市の議会の議員の定数に関する協議についての議案

廃置分合に伴う経過措置に関する協議についての議案

廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議についての議案

また、上記の議案が可決されたことにより合併申請に関する条件が整ったことを受けて、12月28日(火)鹿児島県庁において、1市6町の市町長が地元選出の県議会議員の同席のもと、鹿児島県知事に廃置分合申請書を提出しました。

これからの合併に関する手続については、県知事が3月議会に1市6町の合併に関する議案を提案し、県議会の議決を経た後、廃置分合の決定書の交付をするとともに総務大臣への届出を行い、5月頃、総務大臣による告示がなされ、11月7日に「霧島市」が誕生する予定となります。



市町村合併に伴う住所表示の変更に係る主な手続一覧(県関係)

(平成16年7月7日 鹿児島県市町村合併推進室)

原則として、法人(会社)及び組織名を変更する場合は、変更の手続が必要となります。

手続を要する件について、必要な書類及び手続方法については、担当課へお問い合わせください。

No.	担当部・課(事務所)	件名	該当者	住所変更の手続	
				要・不要	手続の方法等
1	環境生活部 県民生活課 企画調整係 099-286-2520	特定非営利活動法人の定款変更の届出	特定非営利活動法人	要	合併後の直近の総会時に定款記載の住所の変更を行い、届出を行ってください。
2		消費生活協同組合の定款変更の届出及び認可	消費生活協同組合	要	合併後の直近の総会時に定款記載の住所の変更を行い、組合の事務所所在地の変更については届出を、組合の区域の変更については認可申請を行ってください。
3	保健福祉部 医務課 医療歯科保健係 099-286-2707	定款(寄附行為)変更認可申請	医療法人	要	住所変更に関する登記完了届を提出してください。なお、定款又は寄附行為上の住所表示を変更したい場合は、変更認可申請が必要です。
4	農政部 農業経済課 農協指導係 099-286-3124	農業協同組合の定款変更認可	農業協同組合	要	組合(法人)の地区についての定款変更を行い、変更認可申請を行う必要があります。
5		農事組合法人の定款の変更の届出	農事組合法人	要	
6		農業共済組合の定款の変更の届出	農業共済組合	要	
7	食の安全推進課 生産環境係 099-286-2891	普通肥料の登録	普通肥料の登録をしている業者	要	住所変更の手続は、変更後2週間以内に変更届出書又は書換交付申請書により食の安全推進課にて手続を行ってください。
8	畜産課 中小家畜係 099-286-3224	家畜商免許証	左記の免許証の交付を受けている方	要	変更届の手続を行って下さい。
9	畜産課 草地飼料係 099-286-3219	飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届出	飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届を出している方	要	変更届の手続を行って下さい。
10	林務水産部 林務水産課 漁協係 099-286-3336	水産業協同組合の定款変更認可	水産業協同組合	要	組合の地区及び事務所の所在地についての定款変更を行い、変更認可申請を行ってください。
11		林務水産課 森林組合係 099-286-3334	森林組合の定款変更認可	森林組合	要

No.	担当部・課(事務所)		件名	該当者	住所変更の手續	
					要・不要	手續の方法等
12	土木部 監理用地課 建設業係 099-286-3490		建設業の許可	左記の許可証の交付を受けている方(合併時点で有効なものに限る)	要	市町村名のみの変更については住所変更の手續は必要ありませんが、字名等が変更となる場合は、変更手續が必要です。(大臣許可業者も同様です。)
13			浄化槽工事業の登録(特例浄化槽工事業者)届出	左記の登録又は届出をなされた方(登録については、合併時点で有効なものに限る)		
14			解体工事業の登録	左記の登録をなされた方(合併時点で有効なものに限る)		
15	教育庁 文化財課 指定文化財係 099-286-5355		国指定文化財	所有者及び管理者	要	所定の届書に指定書(史跡、名勝、天然記念物を除く)を添えて、県教育委員会に提出してください。
16	警察本部 免許管理課 交通安全教育センター 099-266-0111 又は最寄りの警察署		自動車運転免許証	市町村合併に伴う住所表示の変更が生じた免許証保有者	要	免許証の本籍・住所の変更が必要です。 合併後、警察署(交番・駐在所含む)又は交通安全教育センターで手續ができます。なお、免許証の更新時に併せて行うこともできます。

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月開催されます(時間:午後1時30分から)。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程 第32回協議会 2/17(木) 予定

(原則として月1回の開催を予定していますが、状況により開催日程が追加又は変更される場合があります。傍聴にお越しの際は、出来るだけ事前に事務局までご確認ください。)

ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号

国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937 FAX 0995-64-0940